綾町国土強靭化地域計画

令和7年3月

綾町

目 次

第1章 国土強靭化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項……5
1 計画策定の趣旨
2 計画の位置付け
3 計画の期間

第2節 国土強靭化に向けた基本目標……7
1 基本目標
2 事前に備えるべき目標
3 国土強靭化地域計画を進めるうえでの基本的な方針

第2章 対象とする災害

第1節 綾町の概要……10
1 位置
2 気候
3 人口

第2節 過去の災害と想定される災害リスク……11
1 本町の災害履歴
2 本町の主要な災害リスク
3 対象とする災害

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の手順……17

第2節 脆弱性評価の結果概要……18
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
2 施策分野の設定
3 マトリクス表による既存事業の整理
4 脆弱性評価の結果

第4章 国土強靱化に向けた対応方策

第1節 対応方策の体系 …… 34

第2節 リスクシナリオに応じた対応方策 …… 39

事前に備えるべき目標① 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護（直接死を防ぐ）が最大限図られること

事前に備えるべき目標② 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）、被災者等の健康・避難生活環境の確保が行われること

事前に備えるべき目標③ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

事前に備えるべき目標④ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

事前に備えるべき目標⑤ 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

事前に備えるべき目標⑥ 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

事前に備えるべき目標⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと

事前に備えるべき目標⑧ 大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

事前に備えるべき目標⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

第5章 施策の重点化

第1節 施策の重点化の考え方…… 67

第2節 重点化すべき施策……68

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節 推進体制…… 71

1 自助・共助・公助による推進

２ ハードとソフトの適切な組合せ

第2節 計画の進捗管理と見直し……72

第１章 国土強靭化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

第2節 国土強靭化に向けた基本目標

第１章　国土強靭化の基本的な考え方

第１節　計画の基本事項

１ 計画策定の趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的に大型台風やゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつある。

本町は、南海トラフ地震による津波被害が発生しないと予想される比較的安全な地勢であると言えるものの、人的･物的被害の発生が想定されていることや、これまで台風･集中豪雨による度重なる被害が発生していることから、防災･減災対策が重要な課題となっている。

このような中、国の「国土強靭化基本計画」、宮崎県の「国土強靭化地域計画」が策定され、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靭化」の実現に向けた取組みが進められている。

本町においても、国や県の計画と調和を図りつつ、本町の地勢、環境、規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧･復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」をもった、あらゆるリスクに対して「強靭な綾町」をつくりあげていくため、国土強靭化に関する施策を計画的に推進することを目的に「綾町国土強靭化地域計画」を策定するものである。

今回の見直しにあたっては、施策の進捗や計画策定後に発生した災害から得られた教訓を各種対策を施策に反映するものとする。

2 計画の位置付け

「綾町国土強靭化地域計画」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」第 13 条に基づく国土強靭化地域計画である。

国の国土強靭化計画、宮崎県の国土強靭化地域計画と本町の行政運営の指針となる綾町総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靭化に関する施策の指針となるものである。

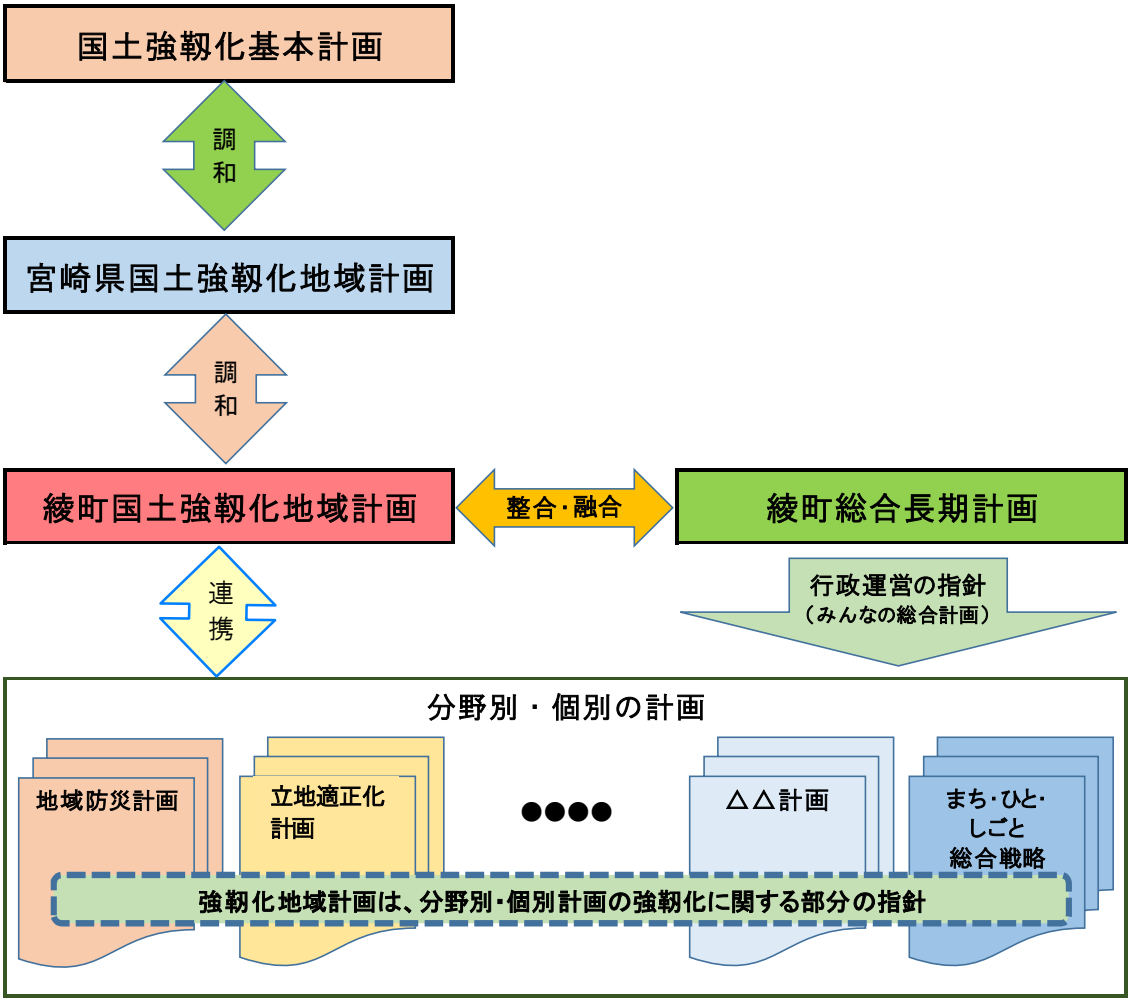

図　綾町国土強靭化地域計画の位置付け

3 計画の期間

綾町国土強靭化地域計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度の５年間とする。

第２節　国土強靭化に向けた基本目標

１ 基本目標

綾町国土強靭化地域計画の基本目標は、国の基本計画や宮崎県国土強靭化地域計画を踏まえ、以下のように設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

① 町民の生命の保護が最大限図られる

② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる

④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

２ 事前に備えるべき目標

国土強靭化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、以下の9つを設定する。

なお、本町の強靭化に関しては、まちの活性化や地方創生につなげていくことを一つの重要な視点として捉える。

① 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護（直接死を防ぐ）が最大限図られること

② 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）、被災者等の健康・避難生活環境の確保が行われること

③ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

④ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

⑤ 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

⑥ 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと

⑧ 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

３ 国土強靭化地域計画を進めるうえでの基本的な方針

本町の強靭化を進めるうえで、国土強靭化の理念を踏まえ「基本計画」において定められている「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進する。

(1)　地域強靭化の取り組み姿勢

①　本町の強靭化を損なう本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
②　短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
③　各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
④　本町の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

(2)　適切な施設の組み合わせ

①　災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練･防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
②　国、県、町、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
③　非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

(3)　効率的な施策の推進

①　住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
②　限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
③　施策等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
④　人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4)　地域の特性に応じた施策の推進

①　地域コミュニティの活性化と強靭化推進の担い手が活躍できる環境整備に努める。
②　女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮する。
③　地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 対象とする災害

第1節　綾町の概要

第2節　過去の災害と想定される災害リスク

第2章　対象とする災害

第1節　綾町の概要

1 位置

綾町は、宮崎県のほぼ中央に位置し、宮崎市西方約 20km、 大淀川の支流・本庄川をさかのぼったところにある中山間地域で、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は国富町、南東は宮崎市高岡町、南西は小林市野尻町、西は小林市須木村、北は西米良村に接している。

2 気候

本町の気候は、南西日本のモンスーン気候帯に属し温暖多雨な地域で、地形の影響により山間部では、寒暖の差があり、平野部は丘陵に囲まれた盆地で一年を通して温暖な気候である。

月別平均気温は、12 月が 7.7℃で最も低く、8 月が 28.9℃で最も高くなっている。
月別降水量は、梅雨期や台風期の降水量が多く 6 月の降水量は 500 ㎜を超えている。

3 人口

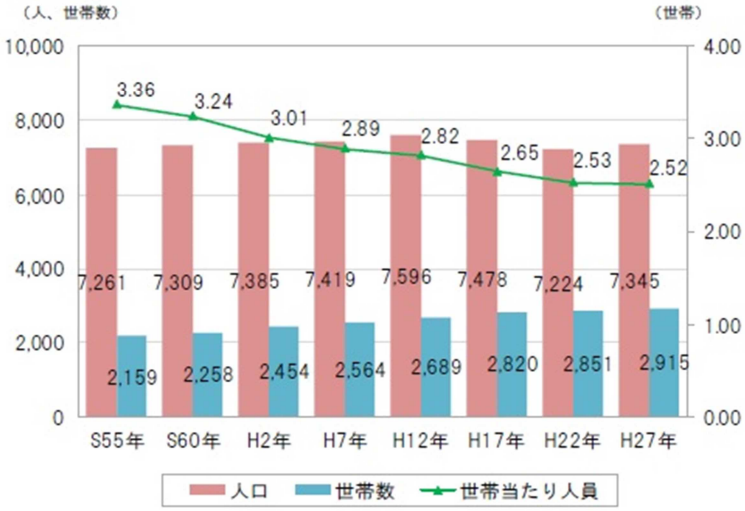

図　人口・世帯数の推移

本町の人口は、1960 年（昭和 35 年）の 10,068 人をピークに減少を始め、令和2年には 6,934 人となっている（国勢調査）。

子育て支援など移住・定住のための施策に取り組んだ結果、かろうじて人口維持が出来ている状態であるが、生産年齢人口の減少や老年人口の増大が進んでおり、平成27年には 7,345 人であった人口が、令和 32年（2050 年）には 4,917 人にまで減少すると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所推計）。

第2節　過去の災害と想定される災害リスク

1 本町の災害履歴

本町は宮崎県の内部平野部に位置し、綾南川･綾北川に沿って発展してきた。
過去の地震による被害については、宮崎県では日向灘を中心とした周期に発生する地震をはじめ各所で地震が発生していますが、本町では地震による被害の記録は残されていない。

その一方、両河川沿いが住民の生活圏であるため、台風や洪水により堤防決壊により浸水被害が発生している。

(1) 地震

宮崎県沿岸では、過去に幾度も南海トラフ地震が発生している。

外所地震（1662 年）未明に日向灘沖で発生したマグニチュード 7.6 の地震では、日向灘地震とも呼ばれ、宮崎県の沿岸各地で津波や土砂災害が発生し、死者 200 人、家屋全壊 3,800 戸の甚大な被害があったと伝えられている。令和6年（2024 年）に発生した日向灘地震では南海トラフ地震臨時情報が全国で初めて発令された。

地震名	西暦	規模	県内最大震度
慶長南海大地震	1605 年	M7.9	－
外所地震	1662 年	M7.6	6
宝永地震	1707 年	M8.4	7
安政南海地震	1854 年	M8.4	7
昭和南海地震	1946 年	M8.0	4
えびの地震	1968 年	M6.1	6
日向灘地震	2024 年	M7.1	6弱

（参考文献：宮崎県地域防災計画）

(2) 風水害

本町は、古くから浸水被害に悩まされた地域である。近年は、河川改修等が進み堤防決壊

は起こっていないが、記録的な豪雨による内水滞留が生じている。

西暦	年号	概 要
1840	天保 11 年	堤防決壊で、南俣一帯は浸水で家屋三軒、牛、馬の流出。 堤防決壊で、北俣では、数十町の田圃が土砂に埋まる。
1881	明治 13 年	大洪水　堤防決壊で、綾村一帯は浸水
1894	明治 26 年	大洪水　11 人が溺死し、2 人が九死に一生得る水難事故
1900	明治 32 年	大洪水　堤防決壊
1905	明治 38 年	大洪水　堤防破損で田畑の浸水反別は 3 百余町歩

※大正時代の参考文献がないため、把握できない。（参考文献：綾郷土詩）

西暦	年号	概 要
1936	昭和 11 年	台風 両河川の護岸各所で決壊、被害甚大
1943	昭和 18 年	台風 大被害
1945	昭和 20 年	台風 倒壊家屋多数
1954	昭和 29 年	台風 元蔵の堤防決壊 死者 2 人 罹災者総数 3.880 人
1980	昭和 55 年	台風 宮原地区竜巻被害甚大

（参考文献：綾町 50 年のあゆみ 道標）

（参考文献：昭和 29 年は建設省九州地方整備局宮崎工事事務所六十年のあゆみ）

西暦	平成	概 要
2005	平成 17 年	台風 町体育館付近（床下浸水）及び元町付近で内水滞留
2022	令和　4 年	台風 元町付近で内水滞留

2 本町の主要な災害リスク

（1）南海トラフ地震による人的・物的被害

本町は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈むことによって発生する地震が、過去十数年から数十年間隔で発生するという地震活動が活発な地域に含まれている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後 30 年以内にマグニチュード 7.6 前後地震が 10%程度、マグニチュード 7.1 前後の地震が 70～80%の確立で発生するとされており、本町に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝は、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード 9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

本町は、南海トラフ巨大地震によって、900 棟の建物被害（建物総数の 29%）、20 人の死者数（総人口の 0.28%）、130 人の負傷者数（総人口の 1.87%）の被害が想定されている。特に、揺れによる建物倒壊等を起因とする被害の発生が想定されていることから、その対策が求められている。

また、多くの避難者の発生も想定されており、避難所の確保や長期にわたる避難所運営の体制づくりが必要となっている。

表 全壊棟数・焼失棟数　（単位：棟）

被災ケース	建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
冬深夜	3,058	半壊約 30	全壊約 250 半壊約 600	半壊約 10	10	約 900

表 人的被害 死者数　（単位：人）

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
冬深夜	6,934	約 20	0	0	0	0	20

表 人的被害 負傷者数　（単位：人）

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
冬深夜	6,934	約 130	約 10	0	0	0	約 130

表 避難者（冬18時）　（単位：人）

	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者
陸側	750	450	300	1,800	880	880	1,600	490	1,100

※若干数 ※四捨五入の関係で合計があわない場合がある
※人口については、令和２年国勢調査の人口である。

※建物棟数は、鉄骨・木造を含み、令和5年度末の数値である。
　参照：（宮崎県版）南海トラフ巨大地震による被害想定について（令和2年3月）

(2) 古い街並みにおける災害の脆弱性

本町の綾城周辺地区は、錦原台地上に綾城跡、綾城、国際クラフトの城、護国神社など、綾の歴史を振り返る施設や交流施設が緑豊かな中に集積する地区である。

また、杢道地区は既存集落には石積みや生け垣、宅地内植栽など自然素材と豊かな緑を配して、落ち着きがあり生活に根ざした集落まちなみ景観が形成されている地区である。

これらの街並みは、本町の産業・景観・観光等の貴重な地域資源となっている。

一方、本町には、昭和 56 年以前の耐震基準で建設された住宅が密集した地域が見られ、地震による揺れや火災等のリスクに脆弱な街並みを有しており、住民や来訪者にとって安全・安心に過ごせる街並みを形成することが求められている。

綾町の伝統的な街並み

無電柱化の取り組み後

(3) 風水害等に対する懸念

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、本庄川等における洪水浸水想定区域が公表されている。

また、本町には、綾北川、弥次川等の数多くの河川氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。

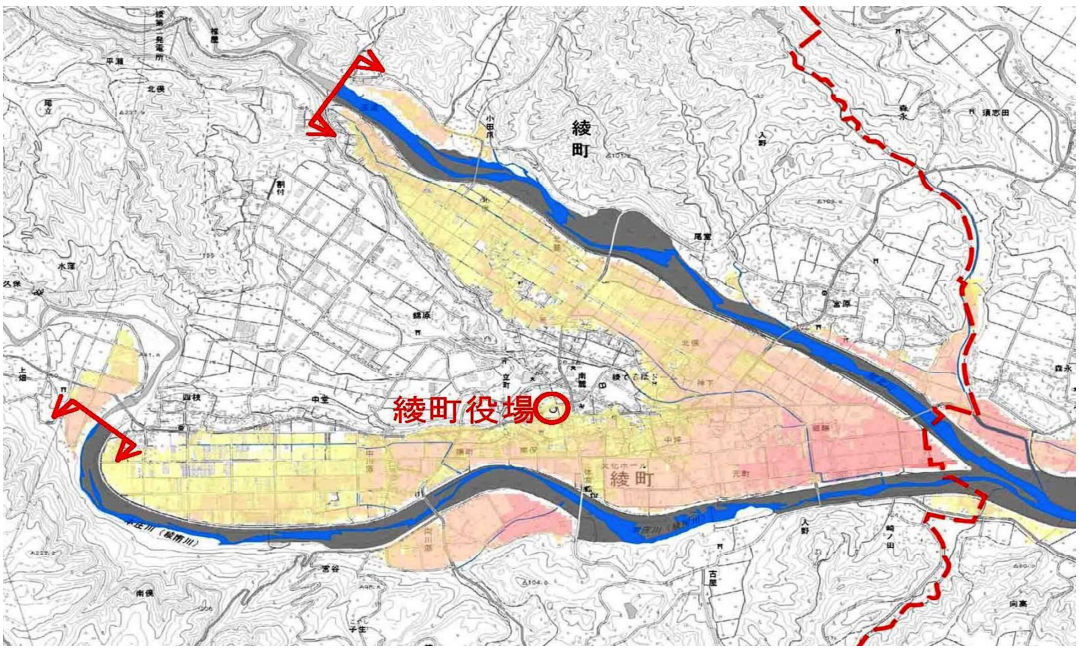

図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）
参照：国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

3 対象とする災害

町民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故や弾道ミサイル等の武力攻撃、テロも含めたあらゆる事象が想定されるが、本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国土強靭化基本計画で示されている大規模自然災害とあわせて、本町の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のように設定する。

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
南海トラフ地震		宮崎県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
台風・梅雨前線豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	本庄川、綾北川、弥次川、の氾濫等
	土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所の崩壊
大規模火災		木造住宅の密集地にて強風等による大火	木造住宅の密集地における大火等
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害

第3章 脆弱性評価

第1節　脆弱性評価の手順

第2節　脆弱性評価の結果概要

第3章　脆弱性評価

第1節　脆弱性評価の手順

脆弱性評価は、国が示した評価手法を参考に、以下の手順で実施した。

① 9つの事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定

② リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、総合計画の施策分野と宮崎県の国土強靭化地域計画と調和をはかるため同じ内容の施策分野（①産業振興/②自然環境と生活環境/③保健・医療・福祉/④生活基盤/⑤交通・物流/⑥コミュニティ）を設定

③ リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する既存の事業を整理

④ 「マトリクス表」を用いて、最悪の事態を回避するための課題及び必要な取組を分析

第2節　脆弱性評価の結果概要

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のように設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
① 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護（直接死を防ぐ）が最大限図られること	1-1	大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態
	1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態
② 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）、被災者等の健康・避難生活環境の確保が行われること	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となり、多数の避難所の健康状態の悪化・死者が発生する事態
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
③ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態
	3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故が多発する事態
④ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑤ 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による地場産業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済が停滞する事態
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態
⑥ 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、LP ガスの供給が停止する事態
	6-2	上水道等の供給が長期間にわたり機能が停止する事態
	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能が停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、河川ダムの損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態
	7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態
	7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
⑧ 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	内水面滞留による広域・長期にわたる浸水の発生による、復旧・復興が大幅に遅れる 事態
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の損失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失に陥る事態
	8-6	事業用地の確保、仮説住宅、仮店舗、仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響が発生する事態
⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態
	9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

2 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、総合計画の施策分野と宮崎県の国土強靭化地域計画と調和をはかるため同じ内容の施策分野（①産業振興/②自然環境と生活環境/③保健・医療・福祉/④生活基盤/⑤交通・物流/⑥コミュニティ）を設定した。

3 マトリクス表による既存事業の整理

リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する既存の施策・事業の整理を行った。

4 脆弱性評価の結果

リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に、マトリクス表に整理した既存の施策・事業を県の計画や他の市町村の計画を参考にしながら、「どのようなことが起ころうとも、最悪の事態に陥ることはないか」という観点から、不足している施策を確認し、課題を抽出する脆弱性評価を行った。

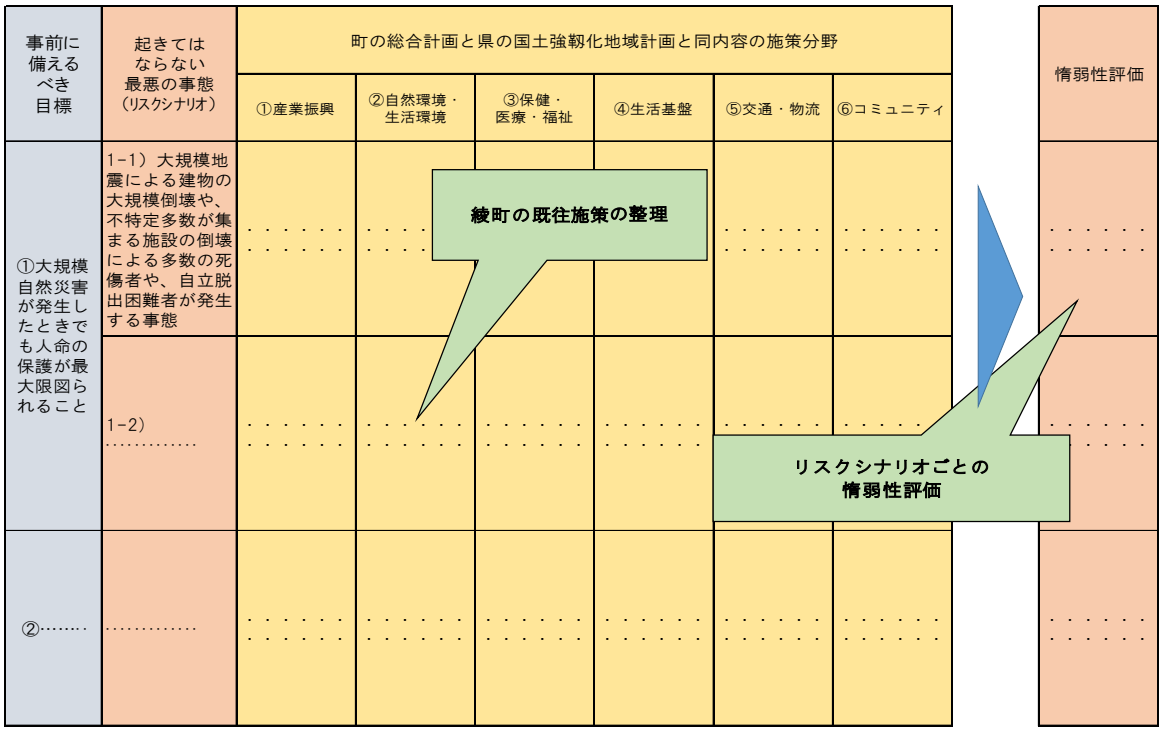

以下に、脆弱性評価結果の概要を示す。

■リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要　※注意（再掲（以下「再」と表記する。）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
① 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護（直接死を防ぐ）が最大限図られること	1-1	大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態	・ 防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 ・ 軽減に向け、住宅の耐震化を進めることが重要課題。 ・ 耐震化に向け、住民への更なる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めること が必要。 ・ 住宅（町営住宅含む）の耐震化を進めることが必要。 ・ 老朽となった町営住宅の新規整備の検討が必要。 ・ 町内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進ることが重要。 ・ 観光施設の耐震化を進めることが必要。 ・ 観光施設における避難誘導路（看板・他国語）の整備が必要。 ・ スポーツ施設における耐震化の整備が必要。 ・ 町中心部における電線中化を進めることが必要。 ・ 大規模災害に備えた消防本部の強化や装備資機材の充実が必要。 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。 ・ 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。 ・ 家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要。 ・ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。 ・ 避難情報判断マニュアルの見直しが必要。 ・ 災害リスクを考慮したまちづくりを図るため、立地適正化計画による居住誘導等が必要。
	1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態	・ 火災を発生させないという前提のもと、発生した際の速やかな初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要。 ・ 住民一人ひとりの防火についての心がけを高め、未然防止を図るため周知・啓発が必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
			・ 地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。 ・ 住宅の密集した地域における対策が必要。 ・ 防火について住民への周知・啓発が必要。 ・ 住宅用火災警報器の設置を促進することが必要。 ・ 大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。 ・ 大規模災害に備えた消防本部の強化や装備資機材の充実が必要（再）。 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要（再）。 ・ 町民に対する救命措置等の普及啓発を行うことが必要（再）。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実・強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。 ・ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）。 ・ 災害リスクを考慮したまちづくりを図るため、立地適正化計画による居住誘導等が必要（再）。
	I-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	・ 関係機関と連携のもと、河川改修や浚渫、維持管理に取り組むことが必要。 ・ 浸水想定区域等の周知を図ることが必要。 ・ 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。 ・ 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。 ・ 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、条例（令和5年9月制定）に基づき対応していくことが必要。 ・ 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要。 ・ 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。 ・ 空からのアクセスが可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸となる地点を設定しておくことが必要。 ・ 地域防災計画（令和4年度）に記載された要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び見直し、避難訓練の実施を促すことが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
			・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。 ・ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）。
	1-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態	・ 近未来技術を活用し、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等の対策が必要。 ・ 林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めることが必要。 ・ 山地災害危険地区の周知が必要。 ・ 県と連携して治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要。 ・ 関係機関と連携して土砂災害危険箇所表示看板の見直しが必要。 ・ 関係機関と連携して土砂災害ハザードマップの策定（平成29年度）及び周知が必要。 ・ 関係機関と連携して砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。 ・ ため池ハザードマップ（令和２年度）の周知が必要。 ・ 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要（再）。 ・ 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要（再）。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。 ・ 平常時の非難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定が必要（再）。 ・ 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要（再）。 ・ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）。 ・ 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要（再）。 ・ 土砂災害に係る避難情報の発令基準の策定が必要（再）。 ・ 地域防災計画に記載された要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び見直し、避難訓練の実施を促すことが必要（再）。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
			・ 災害リスクを考慮したまちづくりを図るため、立地適正化計画による居住誘導等が必要（再）。
	1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態	・ 気象情報や避難情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要。 ・ 適切な時期に適切な避難情報を発令することが必要。 ・ 自らの判断で避難行動をとることができるよう、自ら考える力を高めていくことが必要。 ・ 避難行動要支援者をはじめ、全ての住民が円滑な避難行動を行うための体制づくりが必要。
② 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）、被災者等の健康・避難生活環境の確保が行われること	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	・ 適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要。 ・ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要。 ・ 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。 ・ 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。 ・ 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受け入れを可能とする体制を構築することが必要。 ・ 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。 ・ 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要。
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	・ 孤立が想定される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要。 ・ エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。 ・ 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要。 ・ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。 ・ 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要（再）。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
			・ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）。 ・ 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場となる地点を指定しておくことが必要（再）。
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	・ 警察・消防等が被災することを想定した対策が必要である。 ・ 地域の救助・救急活動の担い手となる消防団の育成支援に努めることが必要。 ・ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。 ・ 消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要（再）。 ・ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）。
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となり、多数の避難者の健康状態の悪化・死者が発生する事態	・ 適正な避難所・福祉避難所の確保に努めることが必要。 ・ 住民が主体となった避難所運営に向けた取組が必要。 ・ 町内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めることが重要。 ・ 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要。 ・ 指定避難所における非常用電源、冷暖房機器や入浴施設の整備・確保を図ることが重要。 ・ 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要。 ・ 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害は発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要。 ・ 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。 ・ 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
			・ 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要。 ・ 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要。 ・ 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。 ・ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）。
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	・ 医療施設の耐震化や災害発生時の体制強化、人材の確保に努めることが必要。 ・ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。 ・ 町内の医療施設の耐震化を進めることが必要。 ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、町内の医療施設の BCP を策定するよう促すことが必要。 ・ 町内の医療施設における非常用電源や受水槽の整備を促すことが必要。 ・ 町内の医療施設における非常用電源用の燃料確保を促すことが必要。
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態	・ 災害発生後の被災者の健康支援に取り組むことが必要。 ・ 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要。 ・ 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要。 ・ 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル（令和5年度）」を周知しておくことが必要。 ・ 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。 ・ 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要。 ・ 下水道施設の耐震化を進めることが必要。 ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道 BCP の随時見直すことが必要。 ・ 農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施することが必要（平成 28 年度完了）。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
③ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	・ 警察や町、関係機関との情報共有体制の構築に取り組むことが必要。 ・ 災害発生時の治安悪化に関して、住民一人ひとりの認識を高めていくことが必要。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	・ 行政機能が大幅に低下する事態を想定しておくことが必要。 ・ 災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制を検討しておくことが必要。 ・ 防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要。 ・ 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要。 ・ 策定した BCP の普段からの見直しや BCP に基づく訓練を行うことが必要。 ・ 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要。 ・ 使用可能時間が 72 時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。 ・ 業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図ることが必要。 ・ 大規模災害発生時における他の自治体等からの支援を円滑に受けることができるための受授計画（令和3年度）の適宜見直しが必要。
	3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故が多発する事態	・ 警察と想定した対策が必要。 ・ 警察が現場に駆けつけられない場合を想定した訓練が必要。 ・ 信号機の非常用電源設備の整備を図ることが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
④ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態	・ 災害情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要。 ・ 情報通信網の耐災害性の向上や情報伝達手段の多重化に取り組むことが必要。 ・ 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要。 ・ 衛星電話や消防無線等の整備が必要。 ・ 町中心部における電線中化を進めることが必要（再）。 ・ 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要。 ・ 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要（再）。 ・ 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図るこが必要（再）。
⑤ 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による地場産業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済が停滞する事態	・ 事業所の耐震化やBCPの策定を促すことが必要。 ・ 商工会等と連携して、企業 BCP の策定を促進することが必要。 ・ 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要。 ・ 国や県と連携して主要となる道路の改修及び老朽化、防災対策を進めることが必要。
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	・ 危険物施設の耐災害性の向上が必要。 ・ 消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要（再）。
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態	・ 農業・農業用施設の耐震化が必要。 ・ 町の備蓄物質や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関の連携や調整など強化することが必要。 ・ 大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要。 ・ 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
⑥ 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態	・ 供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要。 ・ 災害対応給油所の確保が必要。 ・ 町中心部における電線中化を進めることが必要（再）。 ・ エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要（再）。 ・ 使用可能時間が 72 時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要（再）。
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり機能が停止する事態	・ 水道施設の耐震化を進めていくことが必要。 ・ 応急給水の体制強化に取り組むことが必要。 ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道 BCP を策定することが必要。 ・ 他自治体との災害時応援協定の整備が必要。 ・ 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要。 ・ 水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、被害時協力井戸（個人・企業）の登録を進めることが必要。 ・ 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要（再）。
	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能が停止する事態	・ 施設の耐震化による被災の防止や早期復旧の体制整備に努めることが必要。 ・ 単独処理浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を図る。 ・ 避難所に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要（再）。 ・ 下水道施設の耐震化を進めることが必要（再）。 ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるように下水道 BCP を適宜見直し、下水道 BCP に基づいた訓練が必要。 ・ 下水道よる浸水被害の解消及び軽減のため、排水機能や管渠等の配水施設の整備を引き続き促進する必要がある。 ・ 農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施することが必要（再）。
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	・ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。 ・ 災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
			・ 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要。 ・ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要（再）。 ・ 国や県と連携して主要となる道路の改修及び老朽化、防災対策を進めることが必要（再）。
⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、河川ダムの損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	・ 関係機関との連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組むことが必要。 ・ 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要。 ・ 土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要（再）。 ・砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要（再）。 ・ 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要（再掲）。 ・ ため池ハザードマップの周知が必要（再）。 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要（再）。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。
	7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態	・ 早期の確認を行う体制づくりが必要。 ・ 施設ハウス用の重油ボイラータンクへの流出防止機能付きタンクの整備が必要。 ・ 原子力災害による被害の発生を想定した取組が必要。 ・ 危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼす恐れがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要（再）。
	7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	・ 農地の適正管理に努めることが必要。 ・ 林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めることが必要。 ・ 山地災害危険地区の周知が必要。 ・ 県と連携して治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要。 ・ 農業水利施設の耐震化を図ることが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
			・ 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要。
⑧ 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要。 ・ 関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要。 ・ 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要。 ・ 災害廃棄物の分別方法を事前に周知徹底しておくことが必要。 ・ 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要。
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送 体制の構築に取り組むことが必要。 ・ 建設事業者の確保をはじめ、多様な担い手の確保を想定しておくことが必要。 ・ 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要（再）。 ・ 災害時におけるボランティアや NPO の活用体制を事前に整備しておくことが必要。 ・ 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。 ・ 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。 ・ 自主防災組織（仮称）の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）。
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 速やかな住まいの確保に向けた体制強化が必要。 ・ 応急期・復旧期・復興期の状況に応じた適切な住まいの確保が必要。 ・ 被災者の生活再建支援を行う体制強化に努めることが必要。
	8-4	内水面滞留による広域・長期にわたる浸水の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、排水機場若しくは排水ポンプの整備を関係機関に働きかけることが必要。 ・ 管渠等の排水施設の整備を引き続き促進することが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の損失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失に陥る事態	・ 文化財の耐震化を進めることが必要。 ・ 町内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要。 ・ 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要（再）。
	8-6	事業用地の確保、仮説住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・ 大規模災害時には、さまざまな災害対策業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要。 ・ 災害時の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要。 ・ 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要。 ・ SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進めることが必要（再）。 ・ 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要（再）。
	8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響がでる事態	・ 風評被害防止計画の策定が必要。 ・ 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等について、わかりやすく広報することが必要。 ・ 商工会等と連携して、企業 BCP の策定を促進することが必要（再）。
⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	・ 様々な機会を通して住民一人ひとりの防災意識の高揚に努めることが必要。 ・ 災害リスクを考慮したまちづくりを図るため、立地適正化計画による居住誘導等が必要（再）。
	9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	・ 地域防災力の担い手となる自主防災組織（仮称）をはじめとした多様な組織の活動支援に努めることが必要。 ・ 災害リスクを考慮したまちづくりを図るため、立地適正化計画による居住誘導等が必要（再）。

第4章 国土強靭化に向けた対応方策

第1節　対応方策の体系

第2節　リスクシナリオに応じた対応方策

第4章　国土強靭化に向けた対応方策

第１節　対応方策の体系

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じた綾町の国土強靭化に向けた対応策の体系を以下のように整理する。

事前に備えるべき目標①	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
1-1	大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態	1-1-①	防災上必要な施設（公共施設）の耐震化等
		1-1-②	住宅の耐震化等
		1-1-③	各種補助事業の利用促進
		1-1-④	一人ひとりの命を守る対策
1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態	1-2-①	家庭・事業者における火災の未然防止
		1-2-②	大規模火災の発生抑制
		1-2-③	初期消火の体制強化
		1-2-④	常備消防力の維持・強化
		1-2-⑤	消防団等の活動の活性化
		1-2-⑥	火災に強いまちづくり
1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	1-3-①	河川改修等の促進
		1-3-②	危険箇所の周知
1-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態	1-4-①	土砂災害警戒区域等の対策の推進
		1-4-②	危険箇所の周知
		1-4-③	ため池、河川ダムの対策
		1-4-④	森林の適正管理
1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態	1-5-①	情報伝達体制の強化
		1-5-②	適正な避難行動の周知
		1-5-③	避難勧告等の適正な発令
		1-5-④	住民一人ひとりの適正な避難行動
		1-5-⑤	避難行動要支援者対策

事前に備えるべき目標②	大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	2-1-①	適切な役割分担のもとでの備蓄
		2-1-②	事業者との連携強化
		2-1-③	災害に強い道路網の形成
		2-1-④	速やかな道路啓開の実現
		2-1-⑤	緊急時の輸送体制の確立
2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	2-2-①	孤立集落の発生抑制
		2-2-②	情報の孤立防止対策
2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	2-3-①	自助・共助による救助・救急活動の体制強化
		2-3-②	消防団等の活動の活性化
		2-3-③	災害に強い道路網の形成
		2-3-④	速やかな道路啓開の実現
		2-3-⑤	緊急時の搬送体制の確立
		2-3-⑥	情報共有体制の強化
2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となり、多数の避難者の健康状態の悪化・死者が発生する事態	2-4-①	避難所の確保
		2-4-②	避難所の開設・運営体制づくり
		2-4-③	福祉避難所の確保
		2-4-④	避難生活の長期化への対応
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	2-5-①	医療機能の維持
		2-5-②	薬剤の備蓄
		2-5-③	地域での医療体制の確保
		2-5-④	災害に強い道路網の形成
		2-5-⑤	速やかな道路啓開の実現
		2-5-⑥	緊急時の輸送体制の確立
2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態	2-6-①	健康支援活動の体制整備
		2-6-②	心の健康への専門的な支援の推進
		2-6-③	感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備

事前に備えるべき目標③	大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	3-1-①	地域の治安の維持
		3-1-②	治安悪化によって生じる事態の周知
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	3-2-①	行政機能の維持
		3-2-②	職員の資質の向上
		3-2-③	受援体制の検討
3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故が多発する事態	3-3-①	警察との連携強化

事前に備えるべき目標④	大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
4-1	電力供給停止等による情報・通信の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態	4-1-①	情報通信網の耐災害性の向上
		4-1-②	多様な情報伝達手段の周知

事前に備えるべき目標⑤	大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
5-1	サプライチェーンの寸断等による地場産業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済が停滞する事態	5-1-①	事業活動の継続
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	5-2-①	危険物施設の対策
5-3	食料等の安定供給が停滞する事態	5-3-①	農業基盤の強化
		5-3-②	災害時における相互応援をしてくれる自治体の確保

事前に備えるべき目標⑥	大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態	6-1-①	エネルギー供給事業者との連携強化
		6-1-②	災害対応給油所の検討
6-2	上水道等の供給が長期間にわたり機能が停止する事態	6-2-①	水道施設の耐震化
		6-2-②	速やかな給水の確保
		6-2-③	災害時応援協定の整備
6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	6-3-①	下水道処理施設の耐震化
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	6-4-①	災害に強い道路網の形成
		6-4-②	速やかな道路啓開の実現
		6-4-③	緊急時の輸送体制の確立
		6-4-④	公共交通の機能維持

事前に備えるべき目標⑦	制御不能な二次災害を発生させないこと

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
7-1	ため池、河川ダムの損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	7-1-①	ため池、河川ダムの対策
7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態	7-2-①	危険物施設の対策
		7-2-②	原子力災害に関する情報連絡体制の整備
		7-2-③	原子力災害発生時への備え
7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	7-3-①	森林の適正管理
		7-3-②	農地の保全・適正管理

事前に備えるべき目標⑧	大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1-①	災害廃棄物の適正処理の体制構築
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-①	災害に強い道路網の形成
		8-2-②	速やかな道路啓開の実現
		8-2-③	建設事業者の事業継続
		8-2-④	多様な担い手の確保
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3-①	応急危険度判定等の速やかな実施
		8-3-②	応急仮設住宅の確保
		8-3-③	復興を見据えた事前の検討
		8-3-④	被災者の生活再建の支援
8-4	内水面滞留による広域・長期わたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態	8-4-①	排水機場の整備・排水ポンプの整備
8-5	貴重な文化財や環境的資産の損失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失に陥る事態	8-5-①	文化財の耐震化
		8-5-②	文化財の記録
8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	8-6-①	事業用地の確保・整備
8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響がでる事態	8-7-①	風評被害対策マニュアルの策定

事前に備えるべき目標⑨	地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策	
9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	9-1-①	住民一人ひとりの防災意識の高揚
		9-1-②	防災訓練の実施
9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	9-2-①	地域の防災活動の担い手の育成
		9-2-②	多様な組織の連携強化

第2節　リスクシナリオに応じた対応方策

事前に備えるべき目標①	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1	大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態

1-1-① 防災上必要な施設（公共施設）の耐震化等

- 住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。その際、防災上重要な施設を優先的に実施するなど、効率的に実施する（公立小中学校、公立保育所、民間幼稚園、民間保育園、民間福祉施設）。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に耐震対策を行う。
- 町営住宅の老朽化対策、耐震化対策、新規整備に努める。

（主要な施策・事業）
①緊急避難場所耐震化事業　②公共施設等総合管理計画の推進
③個別管理計画の整備及び推進　④【文部科学省】学校施設環境改善交付金
⑤【厚生労働省】社会福祉施設等整備費補助金　⑥【厚生労働省】保育所等整備交付金
⑦【農林水産省】農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策
⑧【国土交通省】社会資本整備総合交付金　公営住宅等整備事業
⑨【国土交通省】社会資本整備総合交付金　公営住宅等ストック総合改善事業

1-1-② 住宅の耐震化等

- 南海トラフ地震から住民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、木造住宅耐震化事業の活用を促しながら、住宅の耐震化に努める。
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、各種の補助事業の継続と周知に取り組む。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

（主要な施策・事業）
①木造住宅耐震化事業（耐震診断、耐震改修）　②家具転倒防止金具等取付の啓発
③コンクリートブロック塀等耐震対策事業　④危険ブロック塀等除去推進事業

1-1-③ 各種補助事業の利用促進

- 耐震化に向けた各種の補助事業に関して住民への周知を図り、対策の必要性を理解していただくことが重要であり、防災訓練・防災講座の開催時に細やかな情報発信や身近な取組の紹介を行うとともに、自主防災組織（仮称）・自治会や民間事業者（設計事務所、工務店）との連携を図りながら各種の啓発活動に取り組む。特に、高齢者に対しても、命を守るために不可欠な取組であることの周知を図る。
- ブロック塀の転倒が懸念される危険箇所の把握に向け、地区ごとの危険箇所マップの作成などの取組みを自主防災組織（仮称）に促す。
- 各種補助事業の更なる利用促進を促すために、事務手続きの簡素化の検討に努める。

（主要な施策・事業）
①住宅の耐震化の啓発、危機意識の向上
②ブロック塀等の地区別の危険箇所のマップづくりの推進
③耐震化に向けた周知
④耐震診断・耐震改修を行う事業者の確保、連携強化

1-1-④ 一人ひとりの命を守る対策

- 住民一人ひとりが命を守る行動をとることができるよう、様々な機会を通した啓発や備品の購入支援に取り組む。

（主要な施策・事業）
①防災訓練・防災講座での防災を自分事としてとらえるための啓発
②「家族の日」の月ごとのテーマ設定と周知

リスクシナリオ 1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

1-2-① 家庭・事業者における火災の未然防止

- 火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々な機会を通した防災意識の向上に努める。
- 住宅への火災警報器の設置が法令により義務化されていることの周知を図る。

（主要な施策・事業）
①火事の発生抑制に向けた啓発
②住宅防火診断の実施（独居及び高齢者世帯の訪問診断）

1-2-② 大規模火災の発生抑制

- 失火や地震による延焼を伴う大規模な火災を発生させないよう、住民の防災意識の向上や消防力の強化に努める。

（主要な施策・事業）
①感震ブレーカーの普及に向けた啓発
②避難時において可能な範囲でガスの元栓を閉める、ブレーカーを遮断する行動等の啓発活動
③施設ハウス用重油タンクの重油流出防止に係る二次災害防止対策（流出防止機能付きタンクの整備）

1-2-③ 初期消火の体制強化

- 大規模火災を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、消火方法の啓発や訓練、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促す。

（主要な施策・事業）
①自主防災組織（仮称）の初期消火訓練の支援
②住宅用火災警報器の設置促進　　③消防団活動での消火器設置の啓発

1-2-④ 常備消防力の維持・強化

- 常備消防力の維持・強化に向け、消防車両や消防器具等の適正な維持管理・更新に努める。

（主要な施策・事業）
①消防車両更新・維持管理　　②消防器具等の年次的更新・維持管理
③消火栓、防火水槽の維持管理　　④【総務省】消防防災施設整備費補助金

1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化

- 消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や訓練の実施に努める。また、「消防団協力事業所表示制度」の周知を通じて、事業所の理解と協力を得るなどにより、町職員以外の消防団員の確保や若手消防団員の確保に努める。
- 女性消防団員（女性班）の活動支援を通じて、家庭・地域での火災予防知識の習得や防火意識の高揚を図る。

- 地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練の実施を検討する。

（主要な施策・事業）
①消防団訓練等実施事業　②装備強化事業
③女性消防団員の確保　④関係機関が一体となった合同訓練の実施

I-2-⑥ 火災に強いまちづくり

- 地域住民はもとより、町並みを訪れる観光客が、安全・安心して過ごせる街並みの形成に向け、火災に強いまちづくりに努める。
- 火災に強いまちづくりに向け、空き家・空き店舗の改修や除却に取り組む。
- 避難経路の確保や消防車両の円滑な進入路の確保、延焼防止機能の確保に向け、細い街路の拡幅や交差点改良、オープンスペース確保に取り組む。
- 大規模火災を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、消火方法の啓発や訓練、消火器の設置を促す。

（主要な施策・事業）
①空き店舗、空き家等活用補助事業
②老朽化住宅除却事業　③避難経路の検討・整備

リスクシナリオ I-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態

I-3-① 河川改修等の促進

- 関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や浚渫、維持管理に取り組む。
- 水害を防止するため、以下取り組みを国、県と連携して促進する。

（主要な施策・事業）
①農業用水路施設の点検・確認
②本庄川水系（綾南川）、綾北川の河床掘削、堤防沿いの環境整備

I-3-② 危険箇所の周知

- 水防法の改正を踏まえた想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域について、ハザードマップの活用方法等住民への幅広い周知に努める。

（主要な施策・事業）
①「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく弥次川の防災、減災に係る取組
②「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく国県管理河川の減災に係る取組

リスクシナリオ Ⅰ-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

Ⅰ-4-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進

- 関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、計画的な土砂災害警戒区域等の対策に取り組む。

（主要な施策・事業）
①急傾斜地崩壊対策事業
②近未来技術を活用した取組（GPSを活用した座位変位測定装置）

Ⅰ-4-② 危険箇所の周知

- 県が進めている土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえつつ、危険箇所の周知に努める。また、土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織（仮称）における自主的な危険箇所の確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努める。

（主要な施策・事業）
①土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知
②大規模土砂災害の危険性に関する防災訓練・防災講座の実施
③法の対象とならない危険箇所の把握と周知

Ⅰ-4-③ ため池、河川ダムの対策

- 本町には、ため池が６箇所あり、そのうち５箇所が防災重点ため池に指定されている。
  また、本町に関連する河川ダムは5箇所ある。大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関との連携のもと点検を行うとともに、必要に応じて対策に取り組む。

（主要な施策・事業）
①ため池ハザードマップによる地域住民への周知
②ため池の維持補修と定期的な点検
③河川ダム管理者との情報共有・洪水対策の演習の実施

Ⅰ-4-④ 森林の適正管理

- 自伐型林業の推進をはじめ、多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努める。

- 関係機関との連携のもと、山地災害危険地区等の危険箇所の周知や定期的な点検及び必要に応じた対策を行う。
- 森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることの周知を図るとともに、学校教育における森林保全意識の高揚に努める。

（主要な施策・事業）
①林家のスキル向上の場づくり　②放置されている山林資源の一元管理、整備
③林業従事者への支援体制強化　④森づくりの普及、啓発活動の推進
⑤森林における危険箇所の点検や治山対策
⑥【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金

リスクシナリオ Ⅰ-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

Ⅰ-5-① 情報伝達体制の強化

- J－ALERTから伝達される情報を、各住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練・学習会の実施に努める。
- 情報伝達手段の多重化に向け、関係機関のSNSの活用に努める。

（主要な施策・事業）
①防災行政無線維持管理事業　②綾町メール配信システム事業
③関係機関のSNS活用　④防災訓練・防災講座の実施
⑤避難所施設との通信手段確保

Ⅰ-5-② 適正な避難行動の周知

- 住民一人ひとりが速やかな避難行動をとることができるよう、内閣官房HPに示されている広報資料を活用しながら周知に努める。

（主要な施策・事業）
①危機事象の発生時においてとるべき行動の周知

Ⅰ-5-③ 避難情報の適正な発令

- 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）を踏まえ、避難情報の判断・伝達マニュアル（令和5年3月）の見直しを行う。

（主要な施策・事業）

①避難情報の判断・伝達マニュアルの適宜見直し ※綾町地域防災計画内

1-5-④ 住民一人ひとりの適正な避難行動

- 住民一人ひとりが、町から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練や防災講座の開催を通じて啓発・周知を図る。
- 災害種別に応じて適切な避難行動を行うことができるよう、世帯ごとの避難計画の作成支援と避難支援体制の整備に向け、防災チェックシートの配布や防災訓練・防災講座の実施に取り組む。

（主要な施策・事業）
①防災訓練・防災講座の実施　　②防災チェックシートの印刷・配布

1-5-⑤ 避難行動要支援者対策

- 避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組む。
- 避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織（仮称）や民生委員、自治公民館、町の連携のもと、避難支援者の決定や個別避難計画の作成により避難支援体制の強化に努める。

（主要な施策・事業）
①避難行動要支援者名簿の作成（災害時要配慮者避難支援）
②災害時要配慮者避難支援体制の確立・個別避難計画の作成

事前に備えるべき目標②	大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ 2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態

2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄

- 被害想定に基づいた備蓄計画の策定を行うとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで備蓄の推進に取り組む。
- 家庭や地域において、一人３日分以上の食料・備蓄を促していくため、啓発活動や自主防災組織（仮称）における備蓄の支援に取り組む。
- 町は、綾町備蓄計画（令和5年9月改定）に基づき、備蓄に取り組む。また、リスク分散のため分散備蓄に努める。

（主要な施策・事業）
①防災用品備蓄事業　　②家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発

2-1-② 事業者との連携強化

- 事業者との「災害時における自動販売機の無料解除」や「災害時における物資の供給に関する協定」の締結に取組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に向けた体制整備に取り組む。

（主要な施策・事業）
①災害時における物資の供給に関する交通関係、大手飲料メーカー、運送業者との協定の締結

2-1-③ 災害に強い道路網の形成

- 関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。

（主要な施策・事業）
①道路、橋梁の長寿命化計画の推進
②町道を拡幅するなどの整備を促進する
③中心部における電線地中化の整備を促進する
④長寿命化計画に基づく橋梁の維持補修を図る
⑤【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全・交付金、道路事業費補助
⑥【国土交通省】都市再生整備計画事業
⑦【総務省】地方創生整備推進交付金（道整備推進交付金）

○都市再生整備計画事業（電線地中化の推進）

県道	二級町道	その他町道
宮崎綾・須木線	横町・栄町線	桑下線

○地方創生道整備推進交付金（道の整備事業）

一級町道	二級町道
上畑・倉輪線	二反野・倉輪線
南麓・竹野線	照葉樹林線
尾原・田ノ平線	四枝・尾立線

○老朽化対策（安心・安全な道路構造物の維持管理）

一級町道	二級町道	その他町道	
八幡通り線	尾谷線	地蔵通り線	六反田・宮谷線
千草通り線	倉輪・広沢線	杢道・浦田線	休養村公園通り線
北麓・市野々線	照葉樹林線	宮原・尾堂線	川端通り線
新屋敷・川久保線	宮谷・柿ヶ野線	四枝・遠目塚線	錦原西通り線
岩下通り線	崎ノ田・南城寺線	中川原・辺保木線	川端・城平線
南麓・三本松線	割付・岩下線	立山線	迫田・大明神線
南俣通り線	川中線	堤原・川久保線	上原通り線
杢道・中堂線	釜牟田線	南向川原線	四枝・中川原線
八日町・尾原線	立町・郷鴫線	小学校通り線	迫田・中川原線
杢道・郷鴫線	小田爪・尾堂線	倉輪線	錦原・中央通り線
古屋・南城寺線	小田爪・久木野々線	宮谷・向川原線	草萩線
尾原・田ノ平線	四枝・尾立線	中川原・中央通り線	小峰・松原線
南麓・竹野線	杢道・尾立線	前原通り線	杢道・水流線
上畑・倉輪線	尾原・大平山線	堤原線	二反田・堤原線
西中坪・元町線	横町・栄町線	権現通り線	塚原・岩下線
	割付・鷲ヶ野線	田中・神下線	錦原・小田爪線
	二反野・倉輪線	南麓・堂ノ木線	古城・草萩線
	古屋・崎ノ田線	上畑・水窪線	揚町公民館通り線
	乗越線	桑下線	中坪通り線
		神下通り線	四枝・中堂線
		神下・日立線	

〇通学路対策（安全で安心な通学路歩行空間の整備）

県道	一級町道	二級町道	その他の町道
宮崎須木線 南俣宮崎線 綾法ヶ岳線	千草通り線	横町・栄町線	桑下線 役場・小学校通り線 神下・麓線

〇道路ネットワーク（安全で安心な道路交通ネットワークの整備）

県道	一級町道	二級町道	その他の町道
南俣宮崎線 宮崎須木線 田の平綾線 高岡綾線 綾・法ヶ岳線	上畑・倉輪線 南麓・竹野線 八日町・尾原線	四枝・尾立線	内屋敷・遠目塚線

2-1-④ 速やかな道路啓開の実現

- 国・県・町・事業者の役割分担の明確化や訓練の実施により、速やかな道路啓開への備えに取り組む。
- 土木・建設事業者との「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結に取組み、町内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。
- 道路啓開において発生する災害廃棄物や土砂の仮置場の確保に向け、候補地の抽出を行う。
- 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町有車両を緊急通行車両として届出（確認制度）を行う。また、ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。

（主要な施策・事業）
①災害時における応急対策業務に関する協定の締結
②町内の道路啓開計画（事業者ごとの担当区域の設定）の策定検討
③道路啓開の訓練の実施
④町有車両の緊急通行車両としての届出
⑤関係機関への確認届出制度の周知

2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立

- 緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理や新規整備場所の確保に取り組む。

- 緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、物資の配送計画の作成に取り組む。

（主要な施策・事業）
①緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理　②緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業
③物資配送マニュアルの適宜見直し　④交通関係、運送業者との協定の締結を図る。

リスクシナリオ 2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態

2-2-① 孤立集落の発生抑制

- 孤立が予想される集落をあらかじめ想定しておくとともに、当該集落付近に緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に取り組む。

（主要な施策・事業）
①緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業

2-2-② 情報の孤立防止対策

- 土砂の崩壊や電柱の倒壊が発生した場合、電話線の切断による通信障害から情報の孤立が生じるおそれがある。そのため、孤立が想定される集落において、非常時に外部との通信が確保できるように災害に強い情報通信設備（戸別受信機、移動系防災行政無線、衛星携帯電話）の配備に努める。

（主要な施策・事業）
①災害に強い情報通信設備の配備（多様な情報通信手段の活用）

リスクシナリオ 2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

2-3-① 自助・共助による救助・救急活動の体制強化

- 大規模災害時においては、警察・消防等が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織（仮称）や防災となり組による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織（仮称）における防災資機材の整備に努める。

（主要な施策・事業）
①防災資機材（発電機や投光器等）の整備（防災活動活性化事業）
②防災講習の実施

2-3-② 消防団等の活動の活性化

「1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化」と内容は同じ。

2-3-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-3-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

2-3-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

2-3-⑥ 情報共有体制の強化

- 自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努める。
- 集落で交通や通信が途絶した際に、救助が必要な事態が生じた際に備え、上空のヘリから認識できるSOSサインのルールづくりを検討する。

（主要な施策・事業）
①受援計画に基づく受援体制の整備
②上空のヘリから確認できるSOSサインのルールに関する情報収集

リスクシナリオ 2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となり、多数の避難者の健康状態の悪化・死者が発生する事態

2-4-① 避難所の確保

- 災害の種別に応じた避難所の確保に努めるとともに、拠点避難所の空調、非常用電源等の整備や備蓄の整備に努める。

（主要な施策・事業）
①拠点避難所の機能強化（防災活動活性化事業）

2-4-② 避難所の開設・運営体制づくり

- 地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルの見直しやマニュアルを使用した訓練の実施に取り組む。

（主要な施策・事業）

①避難所運営マニュアルの適宜見直し　②避難所運営マニュアルに基づく訓練

2-4-③ 福祉避難所の確保

- 災害時における要配慮者の収容保護のために、「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結に取組み、福祉避難所の確保に努める。また、関係機関との連携のもと福祉避難所運営訓練や介護をする人の人材確保に努める。

（主要な施策・事業）
①「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結
②福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施
③広域福祉避難所訓練（福祉避難所整備事業）
④介護をする人の事前登録による人材確保

2-4-④ 避難生活の長期化への対応

- 関係機関との連携のもと、避難者の健康相談や心のケアを行う体制づくりに努める。
- 避難生活の長期化に備え、避難所生活環境が良好となるように努める。

（主要な施策・事業）
①南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく心のケアの体制づくり
②指定避難所における冷暖房機器の整備・確保
③指定避難所におけるシャワー等の入浴施設の整備・確保

リスクシナリオ 2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態

2-5-① 医療機能の維持

- 大規模災害時には、宮崎大学医学部附属病院・県立宮崎病院・宮崎市郡医師会病院に医療救護所が開設されることの周知を図る。
- 宮崎大学医学部附属病院・県立宮崎病院・宮崎市郡医師会病院における救護訓練の継続実施に努めるとともに、地域と協働での訓練を通じて、地域の医療関係者との連携強化に努める。

（主要な施策・事業）
①綾町災害医療救護計画の作成、適宜見直し　②町内における医療救護所の場所の検討
③医療救護所の開設に関する周知

2-5-② 薬剤の備蓄

- 大規模災害時においては、医療機関が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じたりすることにより、医療機能が麻痺する事態が想定されることから、医療救護所で必要となる薬剤の備蓄に努める。

（主要な施策・事業）
①薬剤の備蓄（マスク・防護服など）

2-5-③ 地域での医療体制の確保

- 道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の整備に努める。

（主要な施策・事業）
①地域に在住する医療関係者のネットワークづくり
②医療救護所の開設に必要となる資機材の整備

2-5-④ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-5-⑤ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

2-5-⑥ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

リスクシナリオ 2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

2-6-① 健康支援活動の体制整備

- 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援に当たる。

（主要な施策・事業）
①南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく災害発生後の被災者の健康支援体制の構築

2-6-② 心の健康への専門的な支援の推進

- 被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

（主要な施策・事業）
①南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく心のケアの体制づくり

2-6-③ 感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備

- 避難所における感染症やインフルエンザなどの流行を予防するため、マスクの着用や手指の消毒の奨励、防疫活動に努める。また、感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等の蔓延防止措置についても検討しておく。

（主要な施策・事業）
①南海トラフ地震時保健活動マニュアルの見直し　②感染症対策の実施に向けた体制強化
③防疫活動の実施に向けた体制強化

事前に備えるべき目標③	大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

リスクシナリオ 3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態

3-1-① 地域の治安の維持

- 大規模災害時においても地域の治安の維持が図られるよう、災害時における警察や町、関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と、住民への確実な伝達手段の確認を実施する。

（主要な施策・事業）
①災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認

3-1-② 治安悪化によって生じる事態の周知

- 警察機能の低下が生じた際には、無人となった住宅・店舗、コンビニエンスストアのATM、自動販売機を狙った窃盗事件等が発生するおそれがあるため、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安悪化によって生じる事態の周知に努める。

（主要な施策・事業）
①災害時における治安悪化によって生じる事態に関する啓発

リスクシナリオ 3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態-

3-2-① 行政機能の維持

- 大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（BCP）や初動対応マニュアルの作成に取り組む。
- BCPや災害時職員行動マニュアルが適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。
- 大規模災害時には、職員だけでの対応は困難になることから、自主防災組織（仮称）をはじめとした関係団体との役割分担について検討していく。

（主要な施策・事業）
①BCPの見直し　②災害時職員行動マニュアルの見直し
③職員参集訓練の実施　④災害対策本部訓練（①・②に基づく訓練）の実施
⑤協定締結による関係団体との連携強化

3-2-② 職員の資質向上

- 新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質の向上に努める。

（主要な施策・事業）
①職場外研修推進事業　②新規採用職員等研修事業

3-2-③ 受援体制の整備

- 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の適宜見直しに取り組む。
- 応急期における救援・救助機関の活動拠点となる防災拠点施設（役場本庁舎）の維持管理に取り組む。

（主要な施策・事業）
①受援計画の適宜見直し　②防災拠点施設（役場本庁舎）の維持管理

リスクシナリオ 3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故が多発する事態-

3-3-① 警察との連携強化

- 警察が現場に駆けつけられない場合の検討に務める。

（主要な施策・事業）
①警察と町職員とが連携した訓練の実施　②信号機用の非常電源設備の確保

事前に備えるべき目標④	大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

リスクシナリオ 4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態

4-1-① 情報通信網の耐災害性の向上

- 防災行政無線をはじめとした情報伝達手段の耐災害性の向上を図る。また、ICT（情報通信技術）の進歩をタイムリーに捉え、常に最適な情報通信手段の検討に努める。

（主要な施策・事業）
①防災行政無線維持管理事業　②綾町メール配信システム事業
③関係機関のSNS活用
④避難所施設との通信手段確保

4-1-② 多様な情報伝達手段の周知

- 災害発生時に、確実な情報伝達が行われるよう、防災訓練の機会を活用して、自主防災組織（仮称）の代表者への防災行政無線の使用方法の周知や、戸別受信機の使用方法の周知に努める。
- 災害時に、情報の寸断が発生した場合における安否確認等における情報伝達手段として、災害用ダイヤル 171 やWeb171 等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発に努める。

（主要な施策・事業）
①戸別受信機の使用方法の周知
②災害用ダイヤル 171 やWeb171 等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発

事前に備えるべき目標⑤	大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 5-1	サプライチェーンの寸断等による地場産業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済が停滞する事態

5-1-① 事業活動の継続

- 大規模な災害が発生した際においても、事業継続が図られるよう、事業所の耐震化やBCPの作成を促す。

（主要な施策・事業）
①地場企業のBCP作成支援

リスクシナリオ 5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態

5-2-① 危険物施設の対策

- 危険物施設における大規模災害時の損壊、火災、爆発等が生じないように、事業者の理解と協力を得ながら耐災害性の向上に努める。

（主要な施策・事業）
①危険物施設の耐災害性の向上に向けた啓発

リスクシナリオ 5-3	食料等の安定供給が停滞する事態

5-3-① 農業基盤の強化

- 本町の基幹産業である第１次産業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう農業水利施設の長寿命化計画の作成による産業基盤の強化に努める。

（主要な施策・事業）
①農業基盤整備事業　　②【農林水産省】農業水路等長寿命化・防災減災事業
③【農林水産省】農山漁村地域整備交付金

5-3-② 災害時における相互応援をしてくれる自治体の確保

- 災害時においても食料等が停滞なく安定供給できるよう、県と一体となり相互応援してくれる自治体の確保に努める。

（主要な施策・事業）
①災害時応援協定の締結　　②運送業者との応援協定の締結

事前に備えるべき目標⑥	大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

リスクシナリオ 6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態

6-1-① エネルギー供給事業者との連携強化

- 災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。
- 電力会社が実施している電力設備の復旧訓練の継続実施を促すとともに、町や地域との合同訓練についても検討する。

（主要な施策・事業）
①エネルギー供給事業者との協定締結　②電力会社が実施している電力設備の復旧訓練

6-1-② 災害対応給油所の検討

- 大規模災害が発生した際に、確実に応急活動が実施できるように、災害対応給油所の確保に取り組む。

（主要な施策・事業）
①災害対応給油所整備検討事業
②【経済産業省】災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

リスクシナリオ 6-2	上水道等の供給が長期間にわたり機能が停止する事態

6-2-① 水道施設の耐震化

- 作成した水道事業経営戦略に基づき、水道施設の耐震化に取り組む。

（主要な施策・事業）
①老朽管路更新事業　　②基幹施設耐震診断・設計・補強

6-2-② 速やかな給水の確保

- 災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定の締結に取り組む。
- 水道施設が損傷した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める。

（主要な施策・事業）
①水道の復旧に従事する民間事業者との協定締結の適宜見直し
②応急給水の実施に向けた関係機関との連携強化

リスクシナリオ 6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能が停止する事態

6-3-① 下水道処理施設の耐震化

- 公共下水道管や処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策に取り組む。
  また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPを適宜見直し、下水道 BCP に基づく防災訓練に取り組む。
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽の転換の促進を図る。
- 農業集落排水施設の耐震化・耐水化・老朽化対策やBCPの作成に取り組む。

（主要な施策・事業）
①下水道施設の耐震化・耐水化整備　②下水道施設のBCPの適宜見直し
③農業集落排水管路の更新
④農業集落排水施設の耐震化・耐水化整備　⑤農業集落排水施設の BCP の作成
⑥【環境省】循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

リスクシナリオ 6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

6-4-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

6-4-③ 緊急時の輸送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

6-4-④ 公共交通の機能維持

- 災害時においてもバスや鉄道の公共交通が維持されるよう、運行事業者におけるBCPの作成を促す。

（主要な施策・事業）
①運行事業者のBCP作成促進

事前に備えるべき目標⑦	制御不能な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 7-1	ため池、河川ダムの損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態

7-1-① ため池、河川ダムの対策

「1-4-③ ため池、河川ダムの対策」と内容は同じ。

リスクシナリオ 7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態

7-2-① 危険物施設の対策

- 大規模な地震発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出していないかの確認を行う体制強化に努める。

（主要な施策・事業）
①被災した危険物施設の緊急点検の実施体制の充実強化

7-2-② 原子力災害に関する情報連絡体制の整備

- 原子力災害に関する情報収集及び連絡を円滑に行うため、情報伝達手段の適正な維持管理を行う。

（主要な施策・事業）
①住民への迅速な情報伝達の準備

7-2-③ 原子力災害発生時への備え

- 万が一、原子力災害が生じた際に備え、迅速な住民への伝達、必要に応じて屋内退避の措置や安定ヨウ素剤の配布、食料・飲料水の接種制限の措置の実施に向けた体制整備に努める。

（主要な施策・事業）
①適切な屋内退避、避難指示等の発令に関する訓練

リスクシナリオ 7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

7-3-① 森林の適正管理

「1-4-④ 森林の適正管理」と内容は同じ。

7-3-② 農地の保全・適正管理

- 農業水利施設の長寿命化計画の作成をはじめとした多様な農業振興施策の推進を図り、農地の適正管理に努める。

（主要な施策・事業）
①基盤整備事業　②耕作放棄地の情報管理
③中山間地域等直接支払　④多面的機能支払
⑤【農林水産省】農村地域防災減災事業
⑥【農林水産省】農業水路等長寿命化・防災減災事業
⑦【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金

事前に備えるべき目標⑧	大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-① 災害廃棄物の適正処理の体制構築

- 速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定に努める。
- 災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。

（主要な施策・事業）

①災害廃棄物処理計画の適宜見直し
②災害廃棄物の受入・処理等に関する民間事業者との協定

リスクシナリオ 8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が 大幅に遅れる事態

8-2-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

8-2-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

8-2-③ 建設事業者の事業継続

- 災害時においても建設事業者の事業の継続が図られるよう、BCPの策定を促す。
  また、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努める。
- 建設事業者の育成に向け、宮崎県が実施する各種研修の情報提供に努める。

（主要な施策・事業）
①地場企業（建設事業者）のBCP作成支援
②建設事業者の所有する重機や資機材、人材の把握　③建設事業者の育成

8-2-④ 多様な担い手の確保

- 大規模災害時における建設関係技術者の人材確保に向け、行政（県や町）の技術職員OBやボランティアの確保・育成に努める。
- 復旧・復興の重要な担い手となるボランティアの円滑な受入に向け、ボランティアセンターの開設、運営の訓練に努める。

（主要な施策・事業）
①技術職員OBの名簿作成、更新　②ボランティアセンター運営訓練

リスクシナリオ 8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-① 応急危険度判定等の速やかな実施

- 大規模地震の発生後、被害の拡大を防ぐとともに速やかな住まいの確保を行うために、県や建築士会との連携を図りながら、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備に努める。

- 大規模地震や大雨等による宅地の崩壊危険度の判定を行う被災宅地危険度判定の速やかな実施に向け、県と連携して被災宅地危険度判定士の育成に努める。

- り災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊を調査する県と連携して住家被害認定士の育成に努める。

（主要な施策・事業）
①被災宅地危険度判定士の育成　②住家被害認定士の育成

8-3-② 応急仮設住宅の確保

- 速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を行う。

（主要な施策・事業）
①仮設住宅建設候補地の検討

8-3-③ 復興を見据えた事前の検討

- 大規模な災害が発生した場合において、速やかな復興の実現に向け、震災復興計画（仮称）を作成し、それに基づく訓練を実施する。
- 速やかな復興事業の実現に向け、地籍調査の推進や相続手続きの適正化に努める。

（主要な施策・事業）
①震災復興計画の作成　②震災復興計画（仮称）に基づく訓練への参加
③地籍調査の推進　④相続手続きの適正化に向けた啓発

8-3-④ 被災者の生活再建の支援

- 被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。
- り災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊等を調査する住家被害認定士の育成に努める。
- り災家屋証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修に取り組む。
- 災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援する「被災者支援システム」の活用に向けた研修会の実施により、災害対応時の対応能力の向上に努める。

（主要な施策・事業）
①建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結

②被災者支援システムの活用に向けた研修会の実施
③各種手続きに関する研修への参加

リスクシナリオ 8-4	内水面滞留による広域・長期にわたる浸水の発生により復旧が大幅に遅れる事態

8-4-① 排水機場の整備

- 昭和の元町地区周辺での内水面滞留が、発生するため、関係機関にかけあい早期に揚水機設備の整備が必要である。
- 昭和の元町地区周辺の排水路改修工事の検討も必要である。

（主要な施策・事業）
①排水機整備事業　②排水ポンプの整備

リスクシナリオ 8-5	貴重な文化財や環境的資産の損失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失に陥る事態

8-5-① 文化財の耐震化

- 文化財の建築物や石碑等について、計画的な耐震化に取り組む。その際、価値の高い建築物等を優先的に実施するなど、効率的に実施する。

（主要な施策・事業）
①文化財耐震化整備事業

8-5-② 文化財の記録

- 速やかに復旧・復興ができるよう詳細な記録（寸法などの把握）や映像等に記録し、アーカイブ化を効率的に実施する。

（主要な施策・事業）
①文化財アーカイブ化整備事業

リスクシナリオ 8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-6-① 事業用地の確保・整備

- 大規模な災害時には、さまざまな災害対応業務において、用地の確保が必要となるため、平常時から用地を検討し、確保・整備に努める。

（主要な施策・事業）
①用地の検討

リスクシナリオ 8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響がでる事態

8-7-① 風評被害対策マニュアルの策定

- 風評被害を最小限に抑えるため、あらゆることを想定したリスク防止マニュアルの策定に取り組む。
- 正確な情報を発信する体制づくりと県外での観光情報等説明会などを開催する。

（主要な施策・事業）
①風評被害リスク防止マニュアルの策定　②観光情報等説明会の開催

事前に備えるべき目標⑨	地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

リスクシナリオ 9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

9-1-① 住民一人ひとりの防災意識の高揚

- 防災訓練・防災講座、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努める。
- 「家庭の日」（毎月第2日曜日）の取組を通じ、家庭で防災について話し合いの場を持つ機会の創出に努める。

（主要な施策・事業）
①防災チェックシートの印刷、全戸配布　②防災訓練・防災講座の開催
③防災教育の体系化の検討　④防災講習の実施
⑤出前講座の実施　⑥「家庭の日」の月ごとのテーマ設定と周知

9-1-② 防災訓練の実施

- 定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた訓練に努める。

（主要な施策・事業）
①防災訓練や防災学習会の実施

リスクシナリオ 9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

9-2-① 地域の防災活動の担い手の育成

- 地域の防災活動の担い手となる自主防災組織（仮称）をはじめ、消防団や女性消防団、防災となり組の活動支援に努める。
- 地域の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、防災士の資格取得の支援に取り組む。
- 災害時における共助が発揮されるためには、日常からの住民同士の交流が重要であることから、各地区公民館や町公民館、高齢者等を対象とした高年者研修センターを活用した交流機会の創出に努める。

（主要な施策・事業）

①防災活動活性化事業　　②「防災となり組」の組織化、安否確認訓練の実施

③防災士の育成支援　　④各公民館での活動の活性化

9-2-② 多様な組織の連携強化

- 住民、自主防災組織（仮称）、学校、事業者、ボランティア、県、町、その他の関係者が、協働の体制により、防災・減災対策に努める。

（主要な施策・事業）

①中学生の防災活動への参加機会の創出（日赤奉仕団活動を通じてのふるまい体験など）

第5章 施策の重点化

第1節　施策の重点化の考え方

第2節　重点化すべき施策

第5章　施策の重点化

第1節　施策の重点化の考え方

1 施策の重点化の考え方

綾町において大規模な被害が発生する自然災害としては、南海トラフ地震があげられ、建物倒壊を起因とする人的被害が多くなっている。また、地震の揺れによる急傾斜地の崩壊の発生や地震火災等においても人的被害の発生が懸念される。

ただし、津波被害のある沿岸部の市町村に比べると安全なまちであり、南海トラフ地震が発生した際にも、人命を守ることで、地域・産業・行政機能等の維持を図ることが可能と考える。

そこで、以下の目標を掲げ、効果的・重点的に施策の推進を図ることとする。

■施策の重点化における目標

南海トラフ地震からの犠牲者の発生“0”をめざす ～命を守る～

本町において、多くの犠牲者が想定される南海トラフ地震が発生した場合においても、確実な避難行動や災害に強いまちづくりの実現等により、一人の犠牲者も出さないという決意を持って取組を進める。

■施策の重点化において対象とする災害

本町において、南海トラフ地震によって死者 20 人が想定されている建物倒壊とともに、発生した際に人的被害が懸念される急傾斜地崩壊と火災を対象とする。

建物倒壊　急傾斜地崩壊　火災

第2節　重点化すべき施策

施策の重点化の目標に掲げた「南海トラフ地震からの犠牲者の発生“0”をめざす～命を守る～」の実現に向け、以下のリスクシナリオに該当する施策・事業を「重点化すべき施策」として位置付ける。

リスクシナリオ 1-1	大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態

南海トラフ地震の被害想定にて死者が想定されている「建物倒壊」への対策は、「犠牲者の発生“0”」の実現に向けて最も重要な取組と言える。

そのため、自らの命は、自らが守るという意識を高め、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等の取組の加速化を図る。

リスクシナリオ 1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

本町には住宅が密集した市街地があり、地震火災が発生した際には、甚大な被害につながるおそれがある。

地震火災の対策は、まず“火災を発生させない”という未然防止、“小さな火のうちに消す”という初期消火が重要であり、住民一人ひとりの防火意識の高揚や初期消火体制の強化等の取組を推進していく。

リスクシナリオ 1-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

本町には、多くの土砂災害等の危険箇所が存在しており、南海トラフ地震において土砂災害等が発生するおそれがある。

危険箇所の解消に向けた対策工事を関係機関との連携のもと計画的に進めていくが、多くの時間・予算等を要することから、「犠牲者の発生“0”」の実現を効果的に進めるため、住民一人ひとりの危険箇所の理解を深め、適切な避難行動を促す取組を推進していく。

リスクシナリオ 9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

「犠牲者の発生“0”」の実現には、災害対応を“自分事”として考え、住民一人ひとりの防災意識を高めていくことが不可欠である。

防災訓練・防災講座や関係機関が実施する防災学習、自主防災組織（仮称）による防災訓練等に、住民一人ひとりが積極的に参加する機運を高めるための取組を推進していく。

リスクシナリオ 9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域活力の低下が懸念されている。

平時におけるコミュニティの活性化に向けた取組が、災害時における共助を高めることにつながることから、様々なまちづくり活動等の取組を促していく。

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節　推進体制

第2節　計画の進捗管理と見直し

第6章　計画の推進と進捗管理

第1節　推進体制

1　自助・共助・公助による推進

国土強靭化の実現には、本町の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織（仮称）や消防団、民間事業者、教育機関、住民の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る。

なお、地域防災力の向上には、“共助”の役割が重要であり、町と関係機関の連携を高めながら効果的な施策の推進に努める。

綾町の国土強靭化の取組に向けた自助・共助・公助の考え方のイメージ

・「自助」は「共助」の一翼を担う一体的なものとの認識のもと、共助をターゲットとした取組を進めることで、効果的に「自助」を高めていくことが期待される。

・国土強靭化に向けた取組において、「共助」の担う役割は大きく、「自助」と「公助」を効果的に結びつける役割を担うことが期待される。

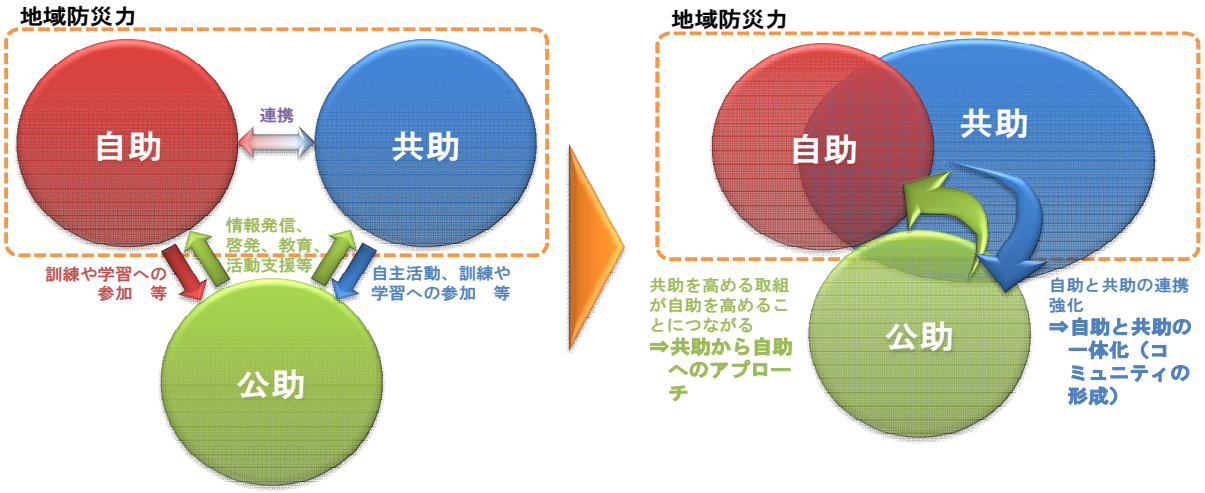

これまでの自助・共助・公助の考え方のイメージ

国土強靭化に向けた自助・共助・公助の考え方のイメージ

2　ハードとソフトの適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

第2節　計画の進捗管理と見直し

1 町の他の計画等の必要な見直し

本計画に基づく施策・事業の確実な推進に向け、各施策・事業の適切な進捗管理が重要になる。本計画では、主要な施策・事業の一覧を別に作成し、主管課や年次計画、概要、総合計画の施策体系での位置づけの整理を行っていく。

また、町計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、町計画との整合性を図るものとする。

2 町計画の進捗管理

強靭化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、町計画の推進方針に沿って、毎年度様々な施策を実行していく。

この主要な施策・事業の一覧を使用し、毎年度実施している「総合計画の進捗管理」と同様の検証を行い、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、必要に応じ適宜見直すものとする。

■主要な施策・事業の一覧（抜粋）

別表　綾町国土強靭化計画　主要な施策・事業の一覧　　令和２年4月1日現在

（凡例：△検討年度、◎実施年度）

目標	リスクシナリオ	方策	番号	計画番号	要素事業名	概要	主管課	事業内容	数量（延長等）	事業費（百万円）	事業実施期間 R2:1年目	R3:2年目	R4:3年目	R5:4年目	R6:5年目	成果指標
①大規模自然災害等が発生したとしても人命の保護が最大限図られること	1-1　大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態	1-1-①　防災上必要な施設（公共施設）の耐震化等	①		緊急避難場所耐震化事業（方策1-1-①の②事業を活用）	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている公民館等の耐震化工事の実施。	教育	耐震工事	29棟	—	△	△	◎	◎	◎	20%（6棟）
			②		公共施設等総合管理計画の推進	各施設の補修計画に基づく計画的な補修の実施及び予算確保の徹底を図るもの。	各課	維持補修	一式	—	◎	◎	◎	◎	◎	—
			③		個別管理計画の整備及び推進	個別管理計画の整備を図り、その後、それに基づき適宜管理を実施。	各課	維持補修	一式	—	◎	◎	◎	◎	◎	—
			④		【文部科学省】学校施設環境改善交付金①小学校校舎の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△	◎			100%（1棟）
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金②小学校体育館の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△		◎		100%（1棟）
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金③中学校附属棟の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△		◎		100%（1棟）
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金④中学校体育館の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△			◎	100%（1棟）

3 町計画の不断の見直し

町計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和１１年度を目標年次とし、必要に応じ適宜見直すものとする。